

第 3 8 6 次結社の自由委員会報告書（抄）
（第 3 0 5 1 号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

パラグラフ 4 4

委員会は、去る 2 0 1 5 年 1 1 月の会合においてこの案件を審議し（第 3 7 6 次報告書パラグラフ 5 8 6—7 0 4 を参照）、政府に対して、川口氏に関する係争中の訴え¹並びに北久保氏及び中本氏によって提起された賠償訴訟²の結果について、情報提供を継続することを要請した。

パラグラフ 4 5

2 0 1 7 年 2 月 9 日及び同年 1 2 月 1 9 日付けのその文書において、政府は、要請に基づいて、大阪高等裁判所が、川口氏その他の者の分限免職処分は社会保険庁における全ての官職が廃止されたことによるものであることから適法であること、及び労働組合は分限免職処分を回避するための取組について説明を受けていると認められる一方、控訴人らの懲戒処分が無効なものであるとは認められないと判断したことについて情報提供を行った。控訴人らは最高裁判所へ上告したところ、最高裁判所は 2 0 1 7 年 1 1 月 2 1 日に当該上告を棄却し、全ての請求について確定したことを言い渡した。

パラグラフ 4 6

委員会は、この情報に留意し、及びこの案件において他の未解決の要請がないことから、この案件を終結したものとする。

¹ 結社の自由委員会報告書では川口氏に関する係争中の訴えと記載されているが、川口氏が国を被告として係争していた分限免職処分取消等請求訴訟のことである。

² 結社の自由委員会報告書では北久保氏及び中本氏によって提起された賠償訴訟と記載されているが、北久保氏と中本氏が国を被告として係争していた国家賠償請求のことである。